平成２３年（フ）第１１８号
群馬県桐生市菱町１丁目3401番地の１　県営88号
債務者　石原ひとみ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１２６号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2324番地１　加藤住宅１号
債務者　土屋みゆき（旧姓鹿内）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１４１１号
千葉県市川市宮久保１丁目33番17号　ローズビレッジ205
債務者　市川　好夫
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５号
富山県高岡市木津770番地１　ぴゅあめぞん柿木坂Ｂ棟201号
債務者　藏町　　譲
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３９７号
金沢市泉２丁目15番15号　泉ハウス201号、従前の住所大阪市中央区島之内２丁目６番４―301号
債務者　増田　謙治
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５１９号
金沢市武蔵町13番１号　アッシュビルⅡ・202号、従前の住所金沢市中村町21番８号
債務者　ＶＩＡ　ＢＬＡＮＣＡこと　北嶋　照美
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２８３６号
愛知県瀬戸市原山台２丁目10番304号
債務者　古井　幹夫
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２号
三重県四日市市笹川９丁目15番地１
債務者　柴田　英一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
鳥取県米子市三本松１丁目８番11号　３号
債務者　横山平八郎
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１１３号
鳥取県西伯郡伯耆町長山226番地４コーポレディバース103号
債務者　岡田理恵子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９１３号
広島県廿日市市地御前北２丁目８番39号
債務者　岡本　真治
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２９号
広島市中区舟入本町７番31―506号
債務者　米本　一行（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４５号
広島市佐伯区薬師が丘１丁目６番４号
債務者　松本　彩督
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８５号
広島市中区舟入南３丁目９番27―202号
債務者　永井　宏信
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５５号
広島市佐伯区八幡１丁目24番41―202号
債務者　瀬尾　吉恵
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５９号
広島市東区牛田早稲田４丁目13番１―308号
債務者　岡本　悦子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０号
山口県下関市生野町２丁目７番21号　パールハイツ　203号、前住所山口県下関市川中豊町５丁目７番31号
債務者　西永　克実
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
山口県下関市富任町７丁目５番Ｅ―303号　県営住宅
債務者　松原みゆき
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係